

答 申 の 概 要

件 名	社会福祉施設指導監査資料に係る利用停止拒否決定に対する異議申立て (諮問第 1 号)
本件保有個人情報	平成 14 年度社会福祉施設指導監査資料に給食責任者等として記載された自己の氏名、職及び資格
実 施 機 関	知事 (地域福祉室)
請 求 の 趣 旨	実施機関による本件保有個人情報の取得は、本人以外の者からの個人情報の取得を制限する条例第 6 条第 2 項の規定に違反するものであるから、本件保有個人情報の消去を求める。
論 点	条例施行前における個人情報の取得について、第 6 条第 2 項違反を問うことができるか。
諮 問 年 月 日	平成 15 年 9 月 30 日
答 申 年 月 日	平成 16 年 2 月 17 日

審査会の結論

利用停止請求を拒否した知事の決定は妥当である。

審査会の判断

1 社会福祉施設指導監査資料について

本件の監査資料は、平成 14 年度に実施機関が特定の社会福祉施設に対して実施した指導監査に際し、事前に当該施設から実施機関に対して任意に提出されたものである。本件の監査資料には、本件保有個人情報のほか、施設の運営、入所者の処遇等に関する情報が記載されている。

2 条例施行期日と本件保有個人情報の取得時期について

条例の施行期日は平成 15 年 4 月 1 日であり、条例第 6 条第 2 項の規定も施行期日以後に効力を有することとなったものである。つまり、実施機関が本件の監査資料を取得したのは条例施行前であり、取得時においては条例第 6 条第 2 項の規定は効力を有していなかったのであるから、実施機関による本件保有個人情報の取得が、同項の規定に違反したものであるということとはできない。

なお、異議申立人は、給食責任者等としての職務を果たしていないことを理由に、本件保有個人情報の消去を求めているが、保有個人情報の内容が事実であるか否かは、保有個人情報の利用停止請求制度ではなく訂正請求制度において判断されるべきものである。

3 付言

実施機関は、社会福祉法第 70 条の規定により、社会福祉施設に対し、必要と認める事項の報告を求める権限を有している。本件の監査資料は、この権限を行使することにより取得されたものではなく、行政指導による実施機関の求めに応じて、監査対象となった社会福祉施設から任意に提出されたものである。このような手法による監査資料の取得は、条例施行後の平成 15 年度においても行われているところである。

しかし、監査資料には個人情報が記録されていることから、その取得に当たっては、条例第 6 条第 2 項の規定の趣旨を踏まえ社会福祉法第 70 条の規定に基づき提出を求めるとともに、記載を求める個人情報も指導監査の実施のために必要かつ最小限のものとすることが望ましい。